

青森県保健医療現地調整本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、津波その他の自然災害又は大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、保健医療活動に係る現地での調整を行うため設置される青森県保健医療現地調整本部（以下「地保医本」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地保医本は、青森県保健医療調整本部設置要綱に基づき青森県保健医療調整本部（以下「県保医本」という。）が設置された場合で、青森県保健医療調整本部長（以下「県保医本部長」という。）が必要と認めるときは、県災害対策本部の下の被災市町村が所在する二次保健医療圏を所管する地域県民局地域健康福祉部保健総室（以下「県保健所」という。）に設置する。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村が複数の二次保健医療圏に存する場合において、県保医本部長がやむを得ないと認めるときは、複数の二次保健医療圏を所管する地保医本を県保医本部長が指定する県保健所に設置することがある。

3 県保医本部長がやむを得ないと認めるときは、県保医本部長が指定する前2項に規定する県保健所以外の場所に地保医本を設置することがある。

(業務)

第3条 地保医本は、災害等が発生した場合に、所管区域において、適切な医療を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、次に掲げる事項を処理する。

(1) 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害福祉支援チーム（DCAT）等の保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整等

(2) 保健医療活動チーム及び市町村との情報連携

(3) 収集した被害状況、保健医療ニーズ、保健医療活動チームの活動状況等の整理及び分析並びに県保医本への報告

(4) その他保健医療活動に係る調整に関する必要な事項

(組織)

第4条 地保医本に保健医療現地調整本部長（以下「地保医本部長」という。）1名と保健医療現地調整副本部長（以下「地保医副本部長」という。）1名を置く。

2 地保医本は、設置の都度、地保医本部長が指名する者を保健医療現地調整本部員（以下「地保医本部員」という。）として組織する。

(地保医本部長)

第5条 地保医本部長は、県保医本部長が指名する県保健所長の職にある者をもって充てる。

2 地保医本部長は、地保医本を総括する。

(地保医副本部長)

第6条 地保医副本部長は、地保医本部長が指名した者をもって充てる。

2 地保医副本部長は、地保医本部長を補佐し、地保医本部長に事故あるときは、地保医本部長の職務を代理する。

(地保医本部員)

第7条 地保医本部員は、地保医本部長及び地保医副本部長の命を受け、第3条に掲げる事項を処理する。

(保健医療現地調整本部市町村支部)

第8条 地保医本部長は、市町村との情報連携体制確保のため、県保医本部長が指示し、又は県保医本部長の了承を得た市町村災害対策本部に保健医療現地調整本部市町村支部（以下「市町村保医」という。）を設置する。

2 市町村保医に地保医本部長が指名する保健医療現地調整本部市町村支部長1名を置く。

3 市町村保医は、設置の都度、地保医本部員のうちから地保医本部長が指名する者を保健医療現地調整本部市町村支部員として組織する。

4 保健医療現地調整本部市町村支部員は、市町村災害対策本部と必要な情報連絡を行うこととする。

(災害拠点病院等との連絡体制確保)

第9条 地保医本部長が必要であると認めるときは、地保医本部長が指名する地保医本部員を災害拠点病院等に配置し、必要な情報連絡を行うこととする。

(会議)

第10条 地保医本の会議は、必要に応じて地保医本部長が招集する。

2 地保医本部長は、必要に応じて地保医本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第11条 地保医本の事務局は、県保健所指導予防課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地保医本について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。